

東京都公安委員会告示第 2682 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 5 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都練馬区高松4丁目19-29 レオパレスLIVELY・STAR104 高橋 幸裕	放置違反金納付命令書 (第 30-106-260525-402200)
東京都葛飾区東水元2丁目34-13 李 雨杭	放置違反金納付命令書 (第 30-106-260609-210432)
千葉県八街市八街に463-12 RISHI INTERNATIONAL 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-113-260630-202557)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	放置違反金納付命令書 (第 30-113-260717-202677)
東京都品川区大井6丁目9-13 株式会社 ベストオンアース	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260625-206953)
東京都港区六本木7丁目3-12 株式会社 ハレノヒ	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260716-452985)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260718-209284)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260705-205749)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260614-201279)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260615-201291)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260616-201302)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260617-201306)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260619-201333)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260620-201340)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260701-201415)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260702-201425)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260704-201448)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260706-201457)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260707-409023)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260709-201497)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260710-201506)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260712-201516)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260714-201530)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260715-201539)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260716-201548)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所
由留部 圭祐

埼玉県越谷市レイクタウン5丁目27-1
大橋 昇平

東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所
由留部 圭祐

東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所
由留部 圭祐

東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所
由留部 圭祐

東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所
由留部 圭祐

山梨県南都留郡忍野村忍草3515-1-MS-304
李 蔚波

東京都台東区浅草3丁目12-5-1F
医療法人社団デンタルプロップス

放置違反金納付命令書(第 30-555-260717-201561)

放置違反金納付命令書(第 30-555-260717-204424)

放置違反金納付命令書(第 30-555-260719-201571)

放置違反金納付命令書(第 30-555-260720-201575)

放置違反金納付命令書(第 30-555-260721-201584)

放置違反金納付命令書(第 30-555-260723-201617)

放置違反金納付命令書(第 30-660-260520-413783)

放置違反金納付命令書(第 30-660-260603-415892)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

東京都港区六本木3丁目7-1-2002

株式会社スパーク

埼玉県川越市今泉141-1-6-401

夏目 和平治

東京都清瀬市中里3丁目930-17

富田 マーシェフ

東京都足立区舎人5丁目18-20-102

工藤 勇紀

東京都品川区西五反田5丁目6-34

新井 慎一

東京都清瀬市中里3丁目930-17

富田 マーシェフ

東京都文京区本駒込3丁目1-1-1101

株式会社 Aoun

東京都荒川区町屋2丁目3-8 株式会社ワカバヤシ内

合同会社ワカバヤシ

督促状(第 30-106-260725-412308)

督促状(第 30-108-260605-202593)

督促状(第 30-111-260416-206318)

督促状(第 30-113-260219-419055)

督促状(第 30-217-260602-408294)

督促状(第 30-437-260520-203175)

督促状(第 30-442-260611-204322)

督促状(第 30-666-260430-431950)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。